

# 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム 報告書と今後の課題

伊籾久雄（NPO法人まちぼっと理事）

厚生労働省は、市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チームを設置し、2023年2月8日の第1回開催以来、2023年9月6日の第4回開催まで検討を行ってきた。報告書は第4回開催において議論され、9月22日に公表された。

しかし、市町村における精神保健に係る相談支援体制整備が必要だということは理解しても、実際には、特に保健所設置市（特別区を含む）以外の市町村で果たして相談支援体制の整備や相談支援を担う人材の育成が可能なのかどうかということになれば、非常に困難な課題だと認識しなければならないというべきである。

保健所設置市にしても、この間のコロナ禍で疲弊した状況を立て直し、人材確保・育成をすすめながら精神保健に係る相談支援体制整備の推進することは容易な事業ではない。それではどうすべきなのか、まったくの素人の私に答えを見出すことは困難である。ここでは報告書にそって課題を考えたいと思う。

## 1. 報告書の構成

目次は以下のようにになっている。

### 第1 はじめに

### 第2 市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

#### 1. 現状及び課題

#### 2. 体制整備の実際

##### (1) 基本的な考え方

##### (2) 体制整備の進め方

### 第3 市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

#### 1. 現状及び課題

##### (1) 市町村における人材の育成

##### (2) 都道府県による市町村への支援

#### 2. 質の担保に関する対応の方向性

##### (1) 基本的な考え方

##### (2) 機能に応じた人材育成の充実

##### (3) 都道府県による市町村への支援

##### (4) 国等において取り組むべき今後の課題

## 第4 おわりに

### 2. 報告書の概要

以下、報告書の概要である。

#### <背景>

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

#### <市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備>

##### 【現状及び課題】

- ・8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- ・重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦勞。
- ・特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切な支援につながらないこともある。
- ・専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある

##### 【方策】

- ◆相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- ◆市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- ◆体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、市町村単独ではなく、当事者及

び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効

### <市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成>

#### 【現状及び課題】

- ・財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- ・精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- ・精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- ・保健所の精神保健相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

#### 【方策】

- ◆基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- ◆相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
  - ・「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
  - ・「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
  - ・「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。

### <参考> 本文に掲載

#### 参考①:市町村における精神保健相談の入口と相談支援の出口までの流れに必要な要素

本人や家族が既に問題や困り事を持って窓口に来所した場合に、下記のような流れで対応が行われる。なお、参考①は令和5年度”にも包括”推進研究班が作成したものを厚生労働省において改訂したもの、参考②、③は令和5年度”にも包括”推進研究班が作成したものである。

#### 参考②:市町村精神保健業務（精神保健相談）に関する横断的連携体制の種類の考え方

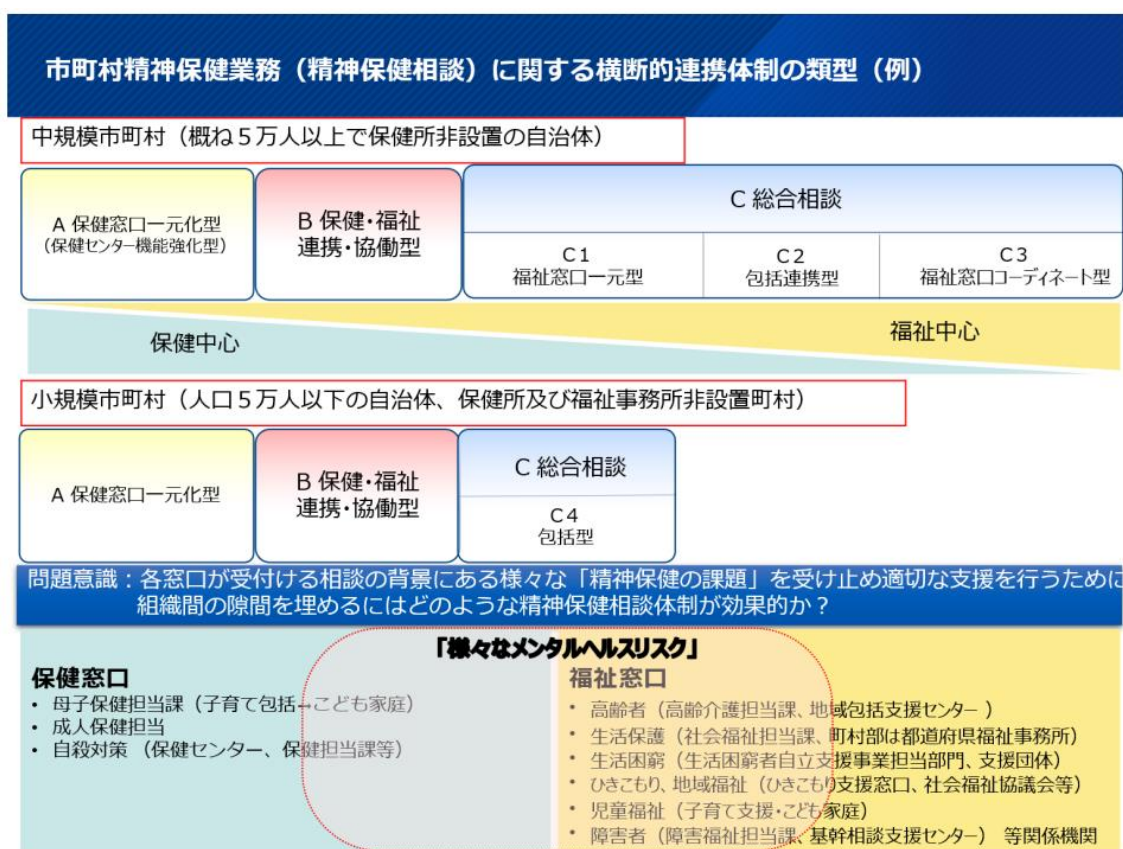
#### 参考③:市町村精神保健業務（精神保健相談）に関する横断的連携体制の各タイプのイメージ

ここで示す図は一例であり、各市町村は、地域の実情や既存の相談支援体制に鑑み、整備を進めることが求められる。

また、そもそも相談の場にアクセスできない等、精神保健のニーズを抱えていても、それが潜在化している住民への支援として別途、訪問支援等の方策を整備することも必要である。

なお、重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することが目的であることから、精神保健に係る相談支援体制整備に活用する場合であっても、新しい相談支援機関や地域拠点の設置を目指すのではなく、既存の相談支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制を整備する必要があることへの留意が求められる。

参考②:市町村精神保健業務（精神保健相談）に関する横断的連携体制の種類の考え方



※参考①、参考②の図は本文参照

### 3. 今後の課題

今後の課題については、報告書本文の最後、「第4 おわりに」を引用しておきたいと思う。

▽   ▽   ▽

- 改正精神保健福祉法の令和6年4月施行に伴い、市町村における精神保健に係る相談支援の体制整備が、より加速及び充実していくことが期待される。地域の状況等は多様であることから、相談支援体制の整備の具体的方法を一律に示すことは困難であったが、本報告書で示した相談支援体制の類型を参考に、各市町村では全庁的に整備可能な精神保健の相談支援体制について検討し、当事者及び家族や関係者等の声を丁寧に聞きながら、自治体間の格差が生じないように実際に整備を進めていくことが求められる。
- また、各市町村における専門職を含めた人員の配置状況等が異なっても、精神保健に係る相談支援体制を整備していく中で、組織的、戦略的、計画的な人材の育成及び効果的な活用は、極めて重要であり、市町村にはこの点で戦略的な人材育成及び人材配置をお願いしたい。
- 近年の精神保健に関する課題の複合化や、令和6年度からの相談支援の対象拡大に伴い、相談支援の質の更なる向上が求められる中で、市町村においては、まず、都道府県が開催する精神保健福祉相談員の講習会の受講を保健師以外も含む専門職に促すことをお願いしたい。
- さらに、市町村の窓口相談に来た住民に加え、精神保健に関する課題を抱えていても自宅等でのひきこもりや子育て中等の理由により相談に出向くことができない、または相談へのニーズを自覚していない等の住民に対しても、必要な支援が講じられる体制整備を進めていくことが望まれる。
- 専門職の中でも特に保健師については、既に多様な場面で、精神保健に関する課題への相談支援を実施してきているが、今後はさらに、どの部門に所属していても、「精神保健」の視点を意識して相談支援を実施していくことや、庁内外での関係者との連携を推進していくことが期待される。
- 都道府県においては、相談支援体制の整備に取り組む市町村に対して、これまで以上に専門性を要する個別支援での専門職による協働や研修等による人材育成等の支援をお願いしたい。

△ △ △

報告書は提起していないが、都道府県、市区町村を通じて現行の人事制度の抜本的な改革が必要不可欠だと思う。それがないと「戦略的な人材育成及び人材配置」などは不可能に近いことを付言しておきたいと思う。

なお、参考資料で示した「厚労科研地域包括ケアシステム班調査報告（野口正行 全国精神保健福祉センター長会、厚労科研地域包括ケアシステム班）」に、「市区町村における精神保健業務に関するアンケートの概要」が報告されている。精神保健福祉相談員の配置状況、精神保健福祉相談員が担っている役割、精神保健福祉相談員に求められるスキル、各職種の精神保健業務の実施状況、重層的支援体制整備事業におけるメンタルヘルス課題等に関する支援の必要性、重層的支援体制整備事業におけるメンタルヘルス課題等の相談先、重層的支援体制整備事業におけるメンタルヘルス課題等に対応できる体制整備の必要性、メンタルヘルス課題等に対応するうえで望まれる体制整備、重層的支援体制整備事業の実施と精神保健福祉相談員の役割、精神保健福祉相談員の役割と役割を果たすために必要な知識・技術（調査結果を踏まえて）などが詳細に報告されている。

報告書（本文および概要）と合わせて読まれることをお勧めする。

#### <参考資料>

- 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001148957.pdf>
- 同（概要）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001148958.pdf>
- 厚労科研地域包括ケアシステム班調査報告（野口正行 全国精神保健福祉センター長会、厚労科研地域包括ケアシステム班）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12205250/001117251.pdf>